

- 障害者雇用に積極的な企業のネットワーク構築

- ノウハウの共有+企業間の交流促進
- 県の障害者雇用の中核として活躍
- 群馬県全体の障害者雇用促進へ



障害者雇用に積極的に取り組む企業の皆様へ

## 群馬県障害者雇用ネットワーク企業 募集案内

### 登録企業のメリット

- 企業のイメージアップ
- 障害者雇用に積極的な企業同士の横のつながり
- 障害者雇用の促進に関するセミナー等の情報提供
- ぐんまちゃんイメージイラストの利用

→ 申請方法など詳しくは、裏面以降を御覧ください。

# 1 群馬県障害者雇用ネットワーク企業制度とは

- 障害者雇用の促進に積極的・協力的な企業等を「群馬県障害者雇用ネットワーク企業」として登録し、障害者雇用に係る企業間のネットワーク構築を図ることにより、障害者雇用に係るノウハウの共有と企業間の交流を促進します。
- 群馬県障害者雇用ネットワークに登録していただいた企業が、県内の企業等における障害者雇用の中核として活躍することにより、県全体における障害者雇用を促進することを目指します。

## 2 登録要件

県内に本社を有する企業、または県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所で、

(1)～(4)の要件を全て満たす企業。

### (1) 次のいずれかに該当し、積極的に障害者を雇用していること

特例子会社以外	県内に本社を有する企業	申請日以前で直近の6月1日において、障害者実雇用率が法定雇用率を超えていること。
	県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所	申請日以前で直近の6月1日において、 ①事業所の障害者実雇用率が、法定雇用率を超えていること。 ②事業所を設置している企業全体の障害者雇用率が、法定雇用率を超えていること。
特例子会社		特例子会社の認定を受けていること。

### (2) 次の取組を行うなど、県内の企業等における障害者雇用の中核として、積極的に障害者雇用の促進に取り組む意思があること

- 県等が主催するセミナー・見学会・情報交換会などにおける講師
- 企業見学を希望する県内企業関係者の受入れ
- 職場実習を希望する障害者の受入れ
- これから障害者雇用を進めていこうとしている企業の相談に対する助言及び支援

### (3) 過去3年間における労働基準法等の労働関係法令その他の法令に重大な違反がないこと

### (4) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 登録期間

- 登録期間は、登録日の属する年度から起算して3年目の3月31日までです。  
※ 有効期限の3か月前から更新の申請ができます。

### 4 群馬県障害者雇用ネットワークに参加するメリット

#### (1) 企業のイメージアップ

- 県のホームページ等で企業名や障害者雇用に係る取組事例を公表します。
- 障害者雇用に積極的に取り組む企業として、企業のイメージアップにつながります。

#### (2) 障害者雇用に積極的な企業同士の横のつながり

- 業種の垣根を超えて、ほかの企業との横のつながりができます。
- ノウハウの共有や、共有した情報を自社の取組に生かすことができます。

#### (3) 障害者雇用の促進に関するセミナー等の情報提供

- 障害者雇用に関する情報を、メール等で提供します。

#### (4) ぐんまちゃんイメージイラストの利用

- ぐんまちゃんイメージイラストを会社案内、名刺等に利用することができます。

### 5 申請方法

#### (1) 必要書類

- 群馬県障害者雇用ネットワーク登録申請書
- 群馬県障害者雇用ネットワーク 登録チェックシート
- 添付書類（会社概要・障害者雇用状況報告書の写し など）

**申請書等は県のホームページからダウンロードできます。**

##### 【掲載先】

群馬県トップページ > しごと・産業・農林・土木 > 商工業・経営支援  
> 事業所向け情報 > 群馬県障害者雇用ネットワーク制度

#### (2) 申請書提出先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県 産業経済部 労働政策課 就労環境整備係

### 6 問合せ先

#### 群馬県 産業経済部 労働政策課 就労環境整備係

所在地：〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-3405 FAX：027-223-7566